

農山漁村地域整備交付金整備計画における事後評価(神奈川県)

【計画の概要】

計画の名称	治山関連事業計画
計画策定主体	神奈川県
対象市町村	神奈川県全域（横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）
計画の期間	令和元年～5年 計5箇年
計画の目標	溪間工や山腹工による基盤整備や森林整備によって、森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の地区数を7地区増加させる。
定量的指標	森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の地区数の7地区増加

【評価】

項目	評価の内容
①交付対象事業の進捗状況	計画した事業内容及び事業量について、実施することができた。
②事業効果の発現状況	山地災害危険地区のうち、山腹崩壊危険地区における山腹工の整備、また、崩壊土砂流出危険地区における溪間工の整備等、それぞれの事業実施により、森林荒廃の拡大の防止が図られ、着実に事業効果は発現されている。
③成果目標の目標値の実現状況	<p>目標 溪間工や山腹工による基盤整備や森林整備によって、森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の地区数を7地区増加させる。</p>
	<p>実施 山地災害防止機能が確保された集落数が目標7集落に対して、実績8集落</p>
	<p>達成率 目標達成率114%(8/7)</p>
④今後の方針	整備計画年度を令和6年度～令和10年度(5年間)とする新たな計画を樹立し、今後とも、溪間工や山腹工等による林地の基盤整備や森林整備を実施することによって、山地災害危険地区における山地災害防止機能を更に高めていくこととする。